

市町合併へ向けて

Vol.3

緑あふれる新県都づくり [秋田市・河辺町・雄和町]

このパンフレットは秋田市・河辺町・雄和町の全世帯に配布しています。

秋田市・河辺町・雄和町では、現在、市町合併に向けた準備を進めていますが、このパンフレットは、こうした合併準備の状況と合併協定の内容を、広く1市2町の住民のみなさんにお知らせするために作成したものです。



合併協定書に署名する3首長(左から伊藤雄和町長、佐竹秋田市長、大山河辺町長)

合併協定を締結 (2ページ目以降に協定の詳細を掲載)

1市2町では、平成15年7月の法定合併協議会設置以降、約1年にわたって、それぞれで異なる行政制度の調整や市町村建設計画の策定などに取り組んできましたが、平成16年7月12日には、その協議の最終確認の場である合併協定調印式を秋田テルサで開催しました。

当日は、秋田県知事や秋田市および河辺郡選出の県議会議員、1市2町の議会議員などの立合いのもと、1市2町の首長が合併協定書にそれぞれ署名、捺印し、合併協定を締結しました。



左から大山河辺町長、伊藤雄和町長、寺田秋田県知事、佐竹秋田市長

1市2町それぞれの議会でも合併関連議案を議決

平成16年7月22日には河辺町と雄和町の議会で、同23日には秋田市議会で、それぞれ「秋田市、河辺郡河辺町および同郡雄和町の廃置分合に関する件」など市町合併に関連する議案が議決されました。これを踏まえ、同26日には、秋田県知事に1市2町の合併申請を行いました。

今後は、秋田県議会の議決、秋田県知事の決定、総務大臣の告示などを経て、平成17年1月11日には市町合併が実現する予定です。



合併協定調印式会場の全景

これまでの経緯と 今後の予定

平成14年12月26日	河辺町、雄和町から合併協議の申し入れ
平成15年 2月13日	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(任意)設置
平成15年 6月 4日	第3回合併協議会(任意)において、法定合併協議会の設置に合意
平成15年 7月 7日	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(法定)設置
平成15年 7月10日	第1回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(法定)開催 (以降月1回程度開催)
平成16年 6月 2日	第12回合併協議会(法定)において、すべての合併協定項目 (全50項目)に関する協議を終了
平成16年 7月12日	合併協定調印式挙行
平成16年 7月22日	河辺町議会および雄和町議会で合併関連議案を議決
平成16年 7月23日	秋田市議会で合併関連議案を議決
平成16年 7月26日	秋田県知事へ合併の申請
平成16年9月下旬~ 10月上旬	秋田県議会9月定例会で合併に関する議案を議決 秋田県知事による合併の決定、総務大臣への届出
平成16年10月下旬	総務大臣の告示
平成17年 1月11日	市町合併の施行

合併協定書の内容

平成16年7月12日に締結した合併協定の内容は、以下のとおりとなっています。

合併の方式

河辺町および雄和町を廃止し、
その区域を
秋田市へ編入します。

合併の期日

平成17年
1月11日とします。

新市の名称

合併後の市の名称は、
秋田市とします。

新市の事務所

合併後の市の事務所の位置は、
「秋田市山王一丁目1番1号」
(現在の秋田市役所の位置)
とします。

財産の取扱い

- 合併時の河辺町・雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとします。ただし、河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法の規定に基づき財産区を廃止します。また、廃止後の財産区有財産は、協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとします。



河辺町役場



雄和町役場

- *財産区…市町村の一部の地区で独自に持っている土地や施設などを管理している団体。河辺町に岩見三内財産区、和田財産区、雄和町に大正寺財産区があります。

議会議員の任期および定数の取扱い

- 河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職します。
- 合併後に、地方自治法の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例を改正し、議会議員の定数を46人とします。さらに、公職選挙法施行令の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区2人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行います。
- 増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとします。

農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

- 河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合します。ただし、合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとします。

地方税の取扱い

- 地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一します。ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、8ページの表のとおり取り扱うものとします。

一般職の職員の取扱い

- 河辺町および雄和町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとします。
- 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定めます。

条例、規則等の取扱い

- 秋田市の条例、規則等を適用します。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとします。

組織および機構

- 現在の河辺町役場および雄和町役場は、地方自治法の規定に基づく出先機関とします。
- 出先機関の組織については、合併時の特殊事情に鑑み、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しをはかっていきます。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合します。
- 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行います。

地域審議会の設置

- 合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開をはかるため、両地域ごとに地域審議会を設置するものとします。

一部事務組合等の取扱い

- 河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産は、すべて秋田市に引き継ぐものとします。
- 一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとします。
- 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとします。

使用料、手数料等の取扱い

- 使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一します。ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講ずるものとします。

公共的団体等の取扱い

- 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整につとめます。
 - (1) 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整につとめます。
 - (2) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめます。
 - (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとします。
 - (4) 町村であることにより加入・設立した団体は、合併時までに脱会または廃止します。
 - (5) 各市町の事業推進を目的に設立された団体について、新市において該当事業の実施予定がない場合は、合併時までに廃止します。
 - (6) 国・県等との調整の必要があり、関係市町内で完結しない団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整につとめます。調整は原則として上記(1)から(5)までの例により行います。

補助金等の取扱い

- 補助金等については、秋田市の制度に統一します。ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整します。

町(字)の区域および名称の取扱い

- 秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとします。
- 河辺町および雄和町の区域内の町(字)の区域は、現行どおりとし、名称は、秋田市河辺、秋田市雄和のあとに現行の町(字)の名称を続けて表示します。

例

河辺町 の 場合	河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎38番地2	▼
秋田市河辺	和田字北条ヶ崎38番地2	
雄和町 の 場合	河辺郡雄和町妙法字上大部48番地1	▼
秋田市雄和	妙法字上大部48番地1	

慣行の取扱い

- 慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、両町の木、花と河辺町の鳥は、それぞれの地域において継承していくものとします。



秋田市の市章

昭和3年6月の制定。的に「矢留」の形と、秋田市の「田」の字をあらわしています。(「矢留」とは旧秋田藩主佐竹氏の居城「久保田城」の別名。)



秋田市の木「けやき」



秋田市の花「さつき」



河辺町の木「ミズナラ」



河辺町の花「ワサビ」



河辺町の鳥「キセキレイ」



雄和町の木「柿」



雄和町の花「つつじ」

表彰者関係...

秋田市の制度に統一し、両町の功労者は、秋田市の功労者として待遇します。また、名誉町民は、秋田市に引き継いで顕彰します。

都市計画の取扱い

- 都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討します。

電算システムの取扱い

- 電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合をはかります。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整します。

姉妹都市等交流事業の取扱い

- 姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、雄和町の姉妹都市である米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続します。



姉妹都市、米国セント・クラウド市との交流(雄和町)



友好都市、中国蘭州市との交流(秋田市)

広報、広聴事業の取扱い

- 広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



広報あきた
毎月第2・第4金曜日発行。
A4判。20ページを基本に
増減あり。
130,500部作成。
全戸配布。



広報雄和
毎月1日発行。A4判。
20ページを基本に
増減あり。
2,800部作成。
全戸配布。



広報かわべ
毎月1日発行。A4判。
ページ数は不定。
3,500部作成。
全戸配布。

男女共生事業の取扱い

- 男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

交通安全事業の取扱い

- 交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



新入生の交通安全指導(秋田市)

住民サービス窓口業務の取扱い

- ・住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、夜間、休日等における戸籍届出・受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続します。また、雄和町が行っている霊柩車の運行については、平成18年度から廃止します。



住民票、印鑑証明の自動交付機(秋田市)



秋田市役所



河辺町役場



雄和町役場

国民健康保険事業の取扱い

- ・国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。

(8ページ参照)

(2) 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。

住民自治関係事業の取扱い

- ・住民自治関係事業については、合併時または合併翌年度から秋田市の制度に統一します。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は、現行どおりとします。



ふれあい交流館かわべ(河辺町)



市民ミーティング(秋田市)

防災等関係事業の取扱い

- ・防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



パケツリレー(河辺町)

消防事業の取扱い

- ・消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合します。



消防団(河辺町)

障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱い

- ・障害者福祉、老人・福祉医療事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、乳幼児医療費助成事業については、河辺町および雄和町の合併前の受給者に限り、平成17年8月1日に秋田市の制度に統一します。



全国障害者市民フォーラム秋田大会(秋田市)

児童福祉等事業の取扱い

- ・児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止します。



保育所のお散歩(雄和町)

高齢者福祉事業の取扱い

- ・高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止します。



老人クラブのみなさん(秋田市)



高齢者のいきがい活動(雄和町)

生活保護関連事業の取扱い

- ・生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施します。

介護保険事業の取扱い

- ・介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り、不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行います。

その他の福祉事業の取扱い

- ・その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとします。



河辺町総合福祉交流センター

保健、衛生事業の取扱い

- ・保健、衛生事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止します。



健康診断(河辺町)

環境保全事業の取扱い

- ・環境保全事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、環境モニタリング調査は、合併翌年度から統一します。



環境貯金箱(秋田市)

ごみ処理事業の取扱い

- ・ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、ごみの収集方法は、合併翌年度から秋田市の制度に統一します。また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとします。



秋田市総合環境センター

し尿処理事業の取扱い

- ・し尿処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、河辺町の合併浄化槽設置整備事業については、当分の間現行どおりとします。また、一般廃棄物(し尿)収集運搬業の許可区域および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとします。

農林水産関係事業の取扱い

- ・農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



小学校の農業体験(秋田市)



イワナの放流(河辺町)

商工観光関係事業の取扱い

- ・商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、現行どおりまたは廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



竿燈まつり(秋田市)



清流まつり(河辺町)



大正寺おけさ(雄和町)

水道事業の取扱い

- ・水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道、河辺町および雄和町の簡易水道事業は、秋田市が引き継ぎます。ただし、両町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用します。
- ・雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引き継ぎます。
- ・水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成18年度から新水道料金に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。

下水道事業の取扱い

- ・下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

(1) 下水道関係

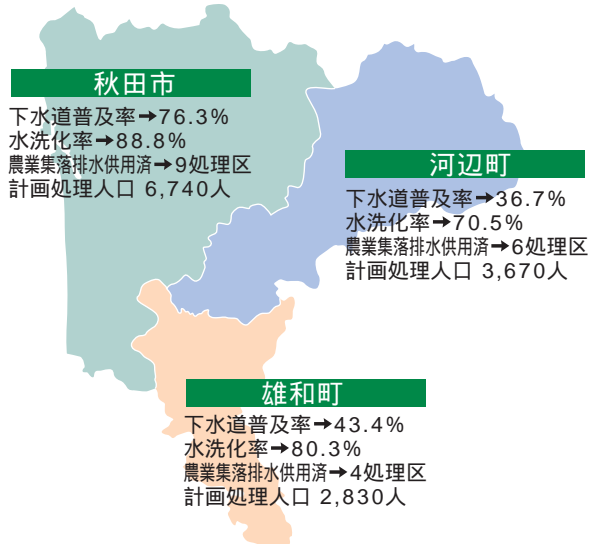
- 1 下水道使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。
- 2 下水道受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。

(2) 農業集落排水関係

- 1 農業集落排水使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。

2 農業集落排水受益者分担金については、合併翌年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとします。また、両町の受益者分担金の限度額については、当分の間現行どおりとします。

下水道などの普及状況



$$\text{下水道普及率} = \frac{\text{下水道を利用できる地域の人口}}{\text{人口}}$$

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{下水道を使用している人口}}{\text{下水道を利用できる地域の人口}}$$

普及率、水洗化率は平成16年3月31日現在の数値です。

建設関係事業の取扱い

・建設関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、除排雪対策事業については、合併翌年度から秋田市の制度に統一します。なお、各事業の実施にあたっては、地域的な均衡や必要性を勘案します。



除雪作業(秋田市)

都市整備、交通関係事業の取扱い

・都市整備、交通関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、現行どおりまたは廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



秋田拠点センター アルヴェ(秋田市)



新交通システム(雄和町)

学校教育事業の取扱い

・学校教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、現行どおりまたは廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



ALTによる英語教育(雄和町)



中学校の授業風景(雄和町)

社会教育事業の取扱い

・社会教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



自然学習体験講座(秋田市)



ドライフラワーアレンジメント教室(秋田市)

文化・体育振興事業の取扱い

・文化・体育振興事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止します。



全市一斉スポーツクリエイション(秋田市)



県指定史跡 豊島館城跡(河辺町)



町指定無形文化財 女米木ばやし(雄和町)

その他事業の取扱い

・その他事業については、原則、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、選挙関係事業のうち、期日前投票(不在者投票含む)の管理、執行については、経過措置として、河辺町岩見三内支所と雄和町大正寺支所の終了時刻を午後5時とします。また、投票事務については、河辺町および雄和町の各投票所を、すべて秋田市の投票所として引き継ぎ、開票所となる秋田市立体育館までの投票箱の送致時間を考慮し、投票終了時刻を午後7時とします。このほか、一部の事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



新成人による模擬投票(河辺町)

新市における住民負担

市町民税や国民健康保険税など住民負担の水準については、各市町で違いがあるため、合併後の適切な負担水準を決定するための協議を行いました。合併後は、河辺・雄和両町の住民負担を秋田市に合わせることを基本としていますが、両町住民の負担が急激に増えることのないよう、必要に応じて段階的な対応を予定しています。

以下の表は、合併協定で定めた事項等の中から、住民負担に関わる事項を抜き出してとりまとめたものです。

住民負担の現況と調整方針

項 目		現 況			合併後の調整方針	
		秋田市	河辺町	雄和町		
個人市町民税	均等割	1市2町とも同じ 3,000円			平成17年度から秋田市の制度に統一します。 (税制改正により、均等割は平成16年度から全国一律3,000円になっています。)	
	所得割	1市2町とも同じ 3～10%				
法人市町民税	均等割	課税額の範囲(資本などの金額により異なります) 6～360万円 5～300万円 5～300万円			平成19年度に終了する事業年度まで、現行税率のままの不均一課税を実施します。なお、秋田市に事務所などがあり、かつ河辺町または雄和町に事務所などがある法人については、合併時に秋田市の制度に統一します。	
	法人税割	14.7%	12.3%	12.3%		
固定資産税		1.6%	1.4%	1.4%	平成20年度まで不均一課税を実施します。河辺町・雄和町の税率は平成17年度まで現行の1.4%、平成18年度～20年度は1.5%、平成21年度から1.6%とします。	
入湯税		1市2町とも同じ 1人1日150円(秋田市のみ日帰り75円)			合併時に秋田市の制度に統一します。	
事業所税		課税あり	課税なし	課税なし	平成19年度まで河辺町・雄和町で課税免除を実施します。	
国民健康保険税 (医療分)	所得割(応能割)	9.75%	10.0%	8.3%	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとします。	
	資産割(応能割)	適用なし	10.0%	30.0%		
	均等割(応益割)	25,260円	21,000円	23,000円		
	平等割(応益割)	34,140円	30,000円	33,000円		
国民健康保険税 (介護分)	所得割(応能割)	1.27%	1.6%	1.2%	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとします。	
	資産割(応能割)	適用なし	5.0%	5.0%		
	均等割(応益割)	5,470円	7,000円	7,500円		
	平等割(応益割)	4,560円	4,500円	4,200円		
3歳未満の児童1人あたり保育料月額	(前年の所得税課税額が年額6万円の世帯)	27,750円	10,000円	17,800円	同一階層における秋田市の保育料と河辺町・雄和町それぞれの町の保育料との差額について、平成17年度から毎年25%ずつ、各町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一します。	
各種証明書等 交付手数料	戸籍謄本・抄本	450円	450円	450円	合併時に秋田市の料金に統一します。	
	住民票の写し	300円	200円	200円		
	印鑑登録証明書	300円	200円	200円		
	所得証明書	300円	200円	200円		
第1号被保険者の 介護保険料基準月額		3,824円	4,000円	3,400円	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度までは不均一賦課とし、両町の条例のとおりとします。	
1世帯あたり 水道料金月額 (消費税含む)	(使用量20㎡、 口径13mm)	2,730円	3,060円	4,620円	合併後に新市の水道料金を算定し、平成18年度から新料金に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一料金とし、1市2町の条例のとおりとします。	
	(使用量30㎡、 口径13mm)	4,725円	4,590円	6,930円		
下 水 道	1世帯あたり 使用料月額 (消費税含む)	(使用量20㎡)	2,971円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一使用料とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30㎡)	4,872円	3,580円	3,780円		
受益者負担額		土地の面積 1㎡あたり 335円	土地の面積 1㎡あたり 340円	1戸あたり 170,000円	平成18年度から秋田市の制度に統一します。	
農 業 集 落 排 水	1世帯あたり 使用料月額 (消費税含む)	(使用量20㎡)	2,971円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一使用料とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30㎡)	4,872円	3,580円	3,780円		
受益者負担金算定方法		(事業費×5%) ÷受益者数	(事業費-補助金) ×10%÷受益者数	(事業費-(補助金 +起債))÷受益者数	平成17年度から秋田市の制度に統一します。ただし、雄和町の種平地区は現行どおりとします。2町の限度額については、当分の間現行どおりとします。	

お問い合わせ

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 TEL866-2796・FAX866-2795 <http://www.aky-gappei.jp/> 平成16年8月発行